

商品先物取引法施行令の一部を改正する政令（案）
に対する意見公募の結果について

令和6年12月6日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ
経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課
経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室

「商品先物取引法施行令の一部を改正する政令（案）」について、令和6年6月26日から同年7月25日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	当社では既に勧誘方針をインターネット上で公表しており、特段の費用等も発生しないことから異論や意見はございません。	御意見ありがとうございます。